

平成28年2月26日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、〇〇厚生年金基金(以下「本件基金」という。)の規約(以下「本件基金規約」という。)に基づく選択一時金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

1 請求人は、本件基金の加入員であったところ、平成〇年〇月〇日、加入員資格を喪失し、本件基金規約に基づく第1種退職年金の受給権者となり、同年〇月から第1種退職年金の支給を受けている。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、本件基金に対し、本件基金規約附則第10条の規定に基づいて選択一時金の裁定を請求した。

本件基金は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、「平成〇年〇月〇日付代理人を通じ請求のありました選択一時金は、基金規約附則第10条の2により平成〇年〇月〇日から、支給の停止をしたため」との理由で、選択一時金を不支給とする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その不服の理由の要旨は、本裁決書添付の別紙記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 本件記録及び当審査会に顕著な事実によれば、次の事実を認定することができる。

(略)

2 以上の事実に基づいて検討するに、本件基金では、平成〇年〇月〇日の本件代議員会において、本件基金規約附則第

10条の規定による選択一時金については、同条の規定にかかわらず、適用しないこととし、この規約は、認可の日から施行し、平成〇年〇月〇日から適用するとする本件規約変更を承認する議決がなされ、この本件規約変更については、同年〇月〇日付で、厚生労働大臣により認可されたものであり、請求人からの本件の選択一時金の裁定請求はこの本件規約変更により変更された規約の適用後である同年〇月〇日になされたものであることから、本件基金は、変更後の基金規約に基づいて、もはや選択一時金を支給することはできないとしたものであり、原処分は本件基金規約に則ったものといえることができる。

これに対し、請求人は、選択一時金の請求をした平成〇年〇月〇日には、まだ本件規約変更に係る厚生労働大臣の認可はなされていなかったのであるから、すでに請求人は具体的な金銭債権を取得していたものであり、それを認可という事後的な事情で左右することはできない旨主張する。

そこで、本件規約変更についてみるに、これは、改正法の施行を控え、1の(2)記載のとおり改正の趣旨等に関する本件通知に照らして、本件基金が厚生年金基金として存続するための要件を満たしていない財務状況にあることなどから、解散もやむを得ないものと考えられ、その場合、国に返還することを要する代行部分の分割納付等の取扱いが認められる改正法による特例解散の承認を受けるために、代行部分である最低責任準備金額に相当する資産を保全する観点から、選択一時金の支給を停止することが必要であるとの判断のもとに行われたものであり、それは、1の(5)及び(6)の記載から認められるような、最低責任準備金額に比して純資産額が不足(平成〇年度は若干の剰余が存するが、平成〇年度には再び不足となっている。)し、各年の掛金等収入に比して給付費が遙かに上回っているといった本件基金の財務

内容、選択一時金を選択することのできる有資格者に係る選択一時金の合計額についての1の(7)記載の見込額の内容、そして財務内容の悪化による加入事業所等の追加負担の回避の要請等に照らして、相当なものといえることができる。社会的、経済的な事情の変化に応じて、厚生年金基金のあり方や内容、その運用の見直しが求められ、それに伴って規約の変更が必要となることは当然に想定されるものであり、少なくとも加算部分に関しては、変更し得る規約の内容や範囲について格別の制限はないものと解されるところ、選択一時金の支給停止は、これを選択する資格を有する者にとっては、その選択肢が無くなるという点で不利益ではあるものの、本件規約変更までこれを選択することなく経過してきたものであり、また、請求人は、同時に第1種退職年金の受給資格を有していることから、本来の加算部分の付された退職年金の支給は継続して受けることができる点は変わらないのである。もっとも、本件基金の解散以降は、加算部分の支給は受けられないこととなるが、それは加入員等全員について同様であって、一部の者のみが受ける不利益ではない。そして、選択一時金の支給停止についても、加入員等全員について同様に適用されるものである。以上の事情を総合して考えれば、選択一時金の支給を停止した本件規約変更は、それによって請求人を含む選択一時金の有資格者が被ることになる不利益を考慮しても、なお合理的根拠があるものというべきである。

そして、本件規約変更が、これに関する本件代議員会の議決が行われた平成〇年〇月〇日から適用するとされたことについては、法令や規約等の改正において、改正後の規定を施行期日より前の時点まで遡って適用するものとする事案は少なからず見受けられるのであり、本件では本件代議員会の議決の日より以前に遡るものではなく、本件規約変更の認可の日より前の本件代議員会の議決が行われ

た日から適用するというものであるが、すでに述べたところからすれば、本件においては、本件規約変更に係る本件代議員会の議決からその適用までの間に期間を設けたのでは、その間に多数の選択一時金の請求が集中してなされることが予測され、1の(7)記載のとおり、これにより約〇億円にも及ぶ本件基金の資産が減少し、財政状況の悪化を招くおそれのあったことが認められ、そうなった場合には、設立事業所や事業主の負担がさらに重くなるとともに、改正法による特例解散の承認も得られずに、本件基金の解散に重大な支障を生じ、より一層重い負担を設立事業所及び事業主に強いる事態も考えられる。さらに、本件規約変更についての周知が区々となった場合に不公平な結果を招来することも予想されるのであり、これらの事情を勘案すれば、本件規約変更をこれに係る本件代議員会の議決が行われた平成〇年〇月〇日から直ちに適用すると定めたことには、合理的な理由があり、また、やむを得ないものといえることができる。したがって、本件規約変更が平成〇年〇月〇日から適用されるとしたことをもって、違法、不当とすることはできず、そうであれば、平成〇年〇月〇日に行われた請求人に係る選択一時金の請求については、本件規約変更により変更された基金規約附則第10条の2の定めにより同附則第10条の選択一時金の規定は適用されず、選択一時金は支給されないこととなる。よって、その選択一時金の請求により具体的な金銭債権を取得していたとする請求人の上記主張は認められない。

また、請求人は、本件規約変更が請求人に重大な不利益を及ぼすものであるにもかかわらず、事前の説明がなく、また、請求人のように加入員であった者には、規約の変更手続や基金の管理及び運営に関与する手段等もないとして、信義則上、本件規約変更は加入員であった者には拘束力がない旨主張している。

本件規約変更については、1の(8)

及び(9)記載のとおり、平成〇年〇月〇日の本件代議員会の終了した後において、本件基金から受給権者あてに送付された書面や「基金だより」〇〇〇号で、同記載のとおりの内容により説明及び周知が図られているが、本件代議員会の開催される前に、何らかの事前説明がなされたという資料はなく、本件手続の全趣旨からは、事前説明は行われなかったものと認められる。一般的には、既得権者に不利益になるような規約の改正については、事前に当該関係者に説明し、その理解や同意を求めることが手続の公正の観点からは望ましく、相当であると解されるころではあるが、改正法及びこれによる改正前の厚生年金保険法における厚生年金基金に関する規定や本件基金規約には、そのような事前説明を要するとする定めはなく、また、上記のように本件規約変更には合理的根拠があるものと認められ、その経緯等からすれば、いまだ選択一時金の選択が行われておらず、それに基づく給付が個別、具体的な権利となっているわけではないことや、本件規約変更について事前に加入員や選択一時金の有資格者等に説明した場合には、前述したような本件基金の財務内容等に照らして、純資産額が最低責任準備金額をさらに割り込むことが容易に想定できることなどを併せ考慮すると、本件規約変更について、本件基金による事前説明を欠いていたとしても、やむを得ないものと認められるのであり、それをもって本件規約変更が違法、不当ないし信義則違反ということはできず、また、請求人が変更された規約の適用を拒むことができるものでもない。請求人の主張のその余の点についても、請求人が本件基金の加入員でなくなったことに伴うものであり、厚生年金基金が適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者である加入員によって組織されるものであることからすれば、加入員でなくなった者が、本件基金の運営や規約変更手続に関与することができなかつたとし

ても、それを不当ということはできないと考えられるのであって、その主張は、本件規約変更を違法、不当とするものとは認められず、また、請求人に対するその適用が否定されるものでもなく、理由がない。

3 したがって、原処分は相当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。